

船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年4月24日 10時00分ごろ
発生場所	阪神港大阪第1区 ^{ゆめしま} 東方沖 大阪北港口防波堤灯台から真方位208° 420m付近 （概位 北緯34° 38.9′ 東経135° 24.7′）
インシデントの概要	作業船第六 ^{ほろしろう} 芳声丸は、航行中、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年5月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	作業船 第六芳声丸、3.2トン 250-12840大阪、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力183.90kW、回転 数毎分2,500、6気筒、ボア105mm、使用燃料軽油、機関製 造年月日不詳、昭和61年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、夢洲東方沖を航行中、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機の始動を数回試みたが始動しなかったため、運航不能と判断し、海上保安庁及び船舶所有者に通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により、他船の阪神港大阪区の出入りに支障のない海域までえい航された後、船舶所有者が手配した僚船により阪神港大阪第2区にえい航された。</p> <p>船舶所有者及び船長は、えい航後に主機を点検したところ、燃料タンク底部に溜まったスラッジ、鉄粉及びゴミ（以下「スラッジ等」という。）が燃料フィルタに詰まっていた、主機に燃料が供給されなくなっていることを確認した。</p> <p>船舶所有者は、本インシデントの約3年前に燃料タンク内を清掃し、約1年前に燃料タンクのドレン抜きを行ってスラッジ等の量を点検した際、燃料タンク清掃が必要と思われるほどのスラッジ等は認めなかったが、長年の使用により除去できずに底部に溜まっていたスラッジ等が、燃料と共に燃料配管に流入し、燃料フィルタに詰まったのではないかと本インシデント後に思った。</p>

分析	<p>本船は、航行中、長年の使用により燃料タンクを清掃しても除去できずに底部に溜まっていたスラッジ等が燃料と共に燃料配管に流入し、燃料フィルタが詰まったことから、主機に燃料が供給されず、主機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、長年の使用により燃料タンクを清掃しても除去できずに底部に溜まったスラッジ等が燃料と共に燃料配管に流入し、燃料フィルタが詰まったため、主機に燃料が供給されず、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、燃料タンク及び燃料フィルタ等、燃料系の点検整備を計画的に行うこと。